

平成 30 年第 2 回定例会 社会問題・安全安心推進特別委員会

平成 30 年 12 月 14 日

高橋(稔)委員

今日は、社会問題ということで大きな問題を他の会派の委員に聞いていただいているので、私も、今まず県民が、国民が注目している風しんについて、何点か伺ってまいりたいと思います。

本県でも、ホームページ上に緊急宣言を出して、県民の皆さんに大いに啓発、非常事態を発令しているところですが、風しんは今急激に患者が増えているということで、そういうことを重く受け止めておりまして、どのように対応していくのか含めて、質問させていただきます。

まず、県内の患者発生状況はどうなっているのか伺います。

健康危機管理課長

12 月 9 日現在、今年の県内の風しん患者数は 362 人となっております。今年に入ってから 8 月の中旬までは合計 10 人の発生でしたが、8 月下旬から毎週 10 人以上の患者報告が続いております。

362 人の内訳ですが、男性は女性の約 5 倍の人数であり、また風しんの免疫が十分でない世代とされる 30 代から 50 代の男性が全体の約 7 割を占めております。

高橋(稔)委員

今ありましたように、10 人から 362 人ということで、大変な患者の累積の状況でございますが、そういう中で、東京、千葉、埼玉、神奈川、この辺の患者数の急増ということが指摘されているわけですが、これは、なぜ 10 人から 362 人という急増なのか、原因がどこにあるのか、こういうことを探っていくかなければならないなと思っていますが、今答弁にもありました 30 歳から 50 歳ですか、こういう年齢層における男性の特に患者が多いのだということだと思いますが、具体的にこれはどういう背景があって、そのようなことになっているのでしょうか。

健康危機管理課長

ただ今申し上げた 30 代から 50 代の男性というのは、定期の予防接種制度の変遷の中で、一度も定期接種を受けたことがない、あるいは一度、制度としてはあるのですが、集団接種等ではなくて、中学生のときに個別に医療機関に行って受けるということで、それで接種率が低いということもありまして、この年代の方々の抗体保有率が他の年代の方に比べて低いということになると考えております。

高橋(稔)委員

そういうことですね。接種の仕組みが変わっている意味翻弄されたといいますか、こういう制度の変遷の中でその年代の方々が接種をされていないということなのですが、これは御存じの方は御存じですが、なかなか意識されていない、動機づけが弱かったということでしょうか。そういう方がもしこのウイルスを持って、人に飛沫感染で患させていくということが懸念されるわけなのですが、これらについて県はどのように具体的に手を打っているのですか。

健康危機管理課長

風しん予防接種につきましては、市町村ごとに予防接種の費用助成制度がございまして、妊娠を希望する女性やそのパートナー等の要件に該当する方に対してまずは市町村が接種費用の一部を助成しております。それに対して、県は対象者の範囲や市町村の助成割合にかかわらず、市町村が負担する額の3分の1を補助しております。

さらに、風しんの抗体検査については、県が補助をしまして、妊娠を希望する女性及びそのパートナー、そして妊婦のパートナーという要件はございますが、その方々に対して無料の抗体検査を実施しております。

ただ、市町村ごとに要件が多少異なることがございますが、大体そのような要件で抗体検査の補助を県が実施しております。

高橋(稔)委員

妊婦の方だけではなくて、本当は抗体検査、ワクチン接種の原則無料化も促進しながら、幅広く多くの方にその対応をしていただくのがベターだと思うのですが、これについて、国の動きも含めてもう少し広がりが出てきていると思うのですが、もし情報を収集していれば、伺っておきます。

健康危機管理課長

今、国で追加的対策として現在動きがございますが、39歳から56歳の男性、この方々は一度も定期の予防接種を受けたことがない年代の方々で、その方々に対して抗体検査を受けて、そして抗体を保有していない方に対して定期の予防接種を3年間、平成31年から3年間かけてやるということで、12月11日に厚生労働大臣から骨子案が示されまして、昨日、厚生労働省の厚生科学審議会の会議で、おおむね了承されたということで動きがございます。

高橋(稔)委員

平成31年からということは、もう来年ですね。3年間かけて対応していくということで、36歳から59歳まで、結構この中にもそのレンジの方はいらっしゃいますが、正に我々も含めてです。そういう意味でこの年齢レンジの中にいる我々としては、これは人ごとではなくて、正にこれは結構自分事として受け止めなければいけないと思うわけです。厚労省がり患されている方の職業を調べたそうです。会社員が一番多いのです。次は何と医療関係者となっていました、医療関係者といつても幅広なのですが、これが結構大変なことだなど。もしかしたら、公務員の方もいろいろな方と出会いますから、これは自分事として平成31年1月から抗体検査とワクチン接種原則無料化ということで今動きがあつたわけですが、これ重く我々も受け止めいかなくてはならないのではと思います。

また、去年の厚労省のデータで、2017年第1週から第48週までで、全国で風しん患者は86人だったというのです。今年はその29倍になっています。これはもうすごい。今日は、先ほどインフルエンザの危機といいますか、急増期といいますか、そういう発令が先ほどなされたようですが、これについて伺いますが、風しんとインフルエンザ、ダブルで急増期になってくるわけですが、どういうことが想像されるのですか。

健康危機管理課長

インフルエンザ流行の入りということで定点の医療機関から患者数が1.7人という報告が昨日ございまして、その定点医療機関当たりの数が1.71人を超えますと流行の入りということで記者発表をしたのですが、風しんも増えておりまして、抗体検査、ワクチンを打つという方もこれから増えていくと思います。また、インフルエンザワクチンを打つ方もこれから増えていくかなと思うのですが、そうしますと、医療機関でまず患者さんがいっぱいいらっしゃるということと、あとは厚生労働省がワクチンの流通等について今後円滑になるように実施していくということでございましたが、タイムラグがあると思いますので、そういう課題が出てくると思われます。

高橋(稔)委員

インフルエンザワクチンは予約制をとっている医療機関も出てきまして、今なかなかすぐは接種できないようなところも出てきたと聞いていまして、これは今答弁ありました、そういう状況について一層拍車がかかってくるのではないかということで、医療機関の持つ使命といいますか、その辺が一層重さを増してくるという思いなのですが、話が変わりますが、医療機関、来年の5月のゴールデンウイークは10日間連続休暇ということが報じられていまして、本県の県立病院機構におけるこのスタンスはどのようになっているのでしょうか。

医療課長、どうですか。

医療課長

県立病院の所管課が今日出席をしておりませんので、私からお答えをいたします。

まず、今御質問のありました今度のゴールデンウイークが、いわゆる旗日としての10連休というのがございまして、特に救急体制、予定されている手術や入院はよいのですが、救急のときにどうするかということが課題になっております。

県立病院では、今、担当課から、これは正にどういう体制を組むのか検討しているところだということを聞いているのが1点、それから、病院全体としますと、市町村では休日急患の診療所等を持っていまして、急患自体はそういう形で対応しているのですが、これは正に市民、県民の皆様にしっかり周知をしなければいけないと。休日のときはこういうところに問い合わせくださいだとか、こういった周知の仕方についても市町村と連携してこれから正にやっていこうというところでございます。

高橋(稔)委員

そういう意味では、入院加療を要するようなものが発生した場合に、この病院機構のありようというのは、今答弁でも事前に十分対応方検討しているということなのですが、一層の留意をしておいていただきたいという思いで伺いました。

これから、先ほど、くどいようですが、風しん、インフルエンザ、感染性のものがまん延していくということで、国でも平成26年ぐらいの発表ではもう少し長いスパンで風しんを撲滅していくということが打ち出されていたと記憶しているのですが、そんな悠長なことは言っていられないですよね。いかがで

すか。

健康危機管理課長

平成 32 年度までに風しんの排除を目指すとしておりましたが、このような感染が拡大急増していくことを何とか防いでいくために、早急な対策をとらなければならぬということです。国も今回のように追加的対処をして対応しております。私どももそれに注視をしまして、対応できるように準備をしていかなければならぬと思っております。

高橋(稔)委員

それで、そういう周知徹底が大事だと思うのです。明日ですかでニッパツ三ツ沢球技場においてジャパンラグビーリーグを活用して広報ということが報じられておりますが、それを皆さんにも教えていただきたい。

健康危機管理課長

先ほど、県としまして抗体検査や予防接種の対策について御説明したのですが、もう一つ大きな大事な対策としては、広報、啓発というものをやってございます。平成 26 年度から風しん撲滅作戦として、先ほど申し上げた抗体検査や予防接種、そしてこの啓発を続けておりまして、昨年度と今年度で、理想のワクチン男子といって、PR 動画をつくっております。それに対して、昨年度は駅や電車内で啓発、あとはビジョン等を使って啓発していたのですが、今回の急増を受けまして、さらにこの啓発を強化していくという予定でありますので、まずその 1 弾として、ラグビー球場のテレビビジョンでこの理想のワクチン男子の PR 動画、それで予防接種を促していくこと、特に 30 代から 50 代の方に是非抗体検査や予防接種を受けていただきたいということで、この動画を放映していただきます。

さらに、今後、企業等を回って、働き盛り世代の方々ですので、企業にも御協力いただいて、企業からも従業員の皆様に啓発や周知をしていただきたい、是非抗体検査、予防接種につなげていきたい、そのように考えております。

高橋(稔)委員

これは、そういう広報、啓発が大事だと思います。是非力を入れていただくように要望しておきたいと思います。

もう一つ、広報で、厚労省の図で分かりやすいと思った図があるのですが、今年の 12 月 1 日に厚労省が出した風しん含有ワクチンの定期予防接種制度と年齢の相関図なのです。先ほど答弁いただいたものがビジュアルに、つまり何歳以上の方は全く受けていないと、何歳の方は 1 回受けている可能性がありますといった、男女比で表されているこの相関図は分かりやすいと思うのです。これは全職員の皆さんのみならず、県民に神奈川県のホームページ上で風しん非常事態宣言というのもよいのですが、もう少しビジュアルにこういう年齢との相関図を出していただいた方がインパクトあるのではないかと思うのですが、御見解を伺っておきます。

健康危機管理課長

私どもの風しん撲滅作戦特設ページというホームページがございまして、そこに年齢ごと定期予防接種についての図が載っているのですが、それに対して周知が足りないせいか、皆様に知っていただけないとなれば、私どもももっと

そのホームページなど、いろいろなところで皆様に知っていただくように今後努力していきたいと思います。

高橋(稔)委員

入り込めば見られるのですね。なかなか深層まで入り込めないです。私の技術的な拙さがあることも御容赦いただきたいのですが、風しん撲滅宣言もよいのですが、何かビジュアルが響くかなと、このような思いですので、一層の県民の健康の管理のために御尽力いただくことを要望しておきます。

続きまして、少年の薬物乱用防止対策について伺います。

ストレートに、薬物犯罪の現状について伺います。

少年育成課長

平成30年11月末現在の少年の検挙事由につきましては、58人で、前年同期と比較しまして35人の増加となっております。法令別の検挙事由につきましては、大麻取締法違反が46人、覚せい剤取締法違反が8人などとなっております。学校、職業別等を見ますと、有職少年が23人で最も多くて、次いで高校生が17人、無職少年が13人、その他の学生が5人となっております。

高橋(稔)委員

若干増加ということなのですが、前年に比較して増加ということで、具体的に何が増加しているのか伺います。

少年育成課長

前年同期と比較しまして増加している主な違反につきましては、大麻取締法違反が最も多くて28人の増加となっております。次いで、覚せい剤取締法違反が5人の増加などとなります。

高橋(稔)委員

47ページでも先ほど薬物乱用の状況ということで御報告を頂きました。ここにつぶさに載っているわけですが、この少年の大麻事犯が増加ということでございまして、特に有職少年ということなのですが、大麻の薬理作用や人体に及ぼす影響について確認させてください。

少年育成課長

大麻の薬理作用につきましては、一般的には酒に酔ったようなめいてい感がありまして、気分が快活、陽気になります。よくしゃべるようになるとと言われていますが、その一方で、いわゆる五感の作用、視覚、聴覚、味覚、触覚等の感覚に変調を来します。そして、感情が不安定になるとされております。さらに、思考が分裂しまして興奮状態に陥り、暴力的、挑発的な行為を行うなど、正しい判断や認知ができなくなるとも言われております。

また、大量の大麻を摂取するような場合には、恐怖状態となりまして、意識障害を伴う中毒性の精神病状態にもなると言われております。

高橋(稔)委員

この47ページの図を見ますと、覚せい剤の取締法違反が極めて少なくなってきたているのかなという思いもいたしますが、これは同様にどういう薬理作用があるのか、人体影響も伺いたいのですが、併せて、こういう大麻、覚せい剤の薬理作用といったことも含めまして、県警察ではどのような取組を行っているのでしょうか。

少年育成課長

まず、覚せい剤の薬理作用につきましては、一般的には神経を興奮させる作用があります。乱用すると眠気や疲労感がなくなり、頭がさえるような感覚になるとも言われております。その反面、その効果も数時間で切れまして、その後は激しい脱力感や疲労感、倦怠感に襲われてしまいまして、それを解消するために再び使用し、繰り返し乱用を続けると言われております。

続きまして、県警ではどのような取組をやっているか。薬物犯罪を防止するためには、県警察では、少年による薬物乱用防止のために、学校等の関係機関と連携しまして、児童・生徒に対する薬物乱用防止教室を適宜開催しております。薬物乱用防止教室の開催は、警察官やスクールソーシャルワーカー、少年相談員等が学校に赴きまして、児童・生徒に対してビデオ映像やパンフレット等を活用しまして、薬物の危険性について講演を実施しております。

このほかにも、関係機関、団体と連携した薬物乱用防止キャンペーン等による広報、啓発活動等も適宜行っております。

高橋(稔)委員

薬物乱用防止教室といったものを開催して啓発活動をしていただいているという効果で、覚せい剤といったところの件数は減ってきてているのかなという気もしますが、恐ろしいのは水面下で、なかなか表面化していない状況だとしたら、ゆゆしき事態だと思いますが、巧妙になってきて、なかなか捜査、県警察の取締りをかいくぐって水面下に潜んでしまってはいないかといった懸念はないでしょうか。

少年育成課長

取締りの所管ではないので、なかなかその実態等は難しいのですが、薬物、特に覚せい剤よりも大麻が最近は多くて、これはいわゆるインターネット等、さらには水溶液が出回っておりますし、その辺が多く増加している要因の一つになります。

県警としましても、そのような少年等を一人一人丁寧に近づいた中で、突き上げ等、掘り起こし等、地道にやっているところであります。

高橋(稔)委員

今、水溶液の大麻というお話があったので、もう少し伺いたいのですが、薬物、薬務課の対応だと思いますが、大麻というものについては、法律上、栽培が許されているところもありますよ。これは本県における状況はどうなのか。どのぐらいのところに大麻栽培の許可を出しているものなのか、この辺の実数が分かれば教えてください。

薬務課長

大麻の栽培に関しましては、都道府県知事の免許が必要となります。神奈川県では、これまで大麻栽培者の免許を与えたことはございません。全国的な数字で申しますと、古いのですが、平成28年末の全国の栽培者の数は37人で、免許が与えられております。その一つでありますのが、国内で免許が与えられる事例としては、栃木県内で伝統的に麻の繊維をとるために栽培が行われているということを承知しております。

高橋(稔)委員

それほど許可を出さないという強い姿勢で取り組んでいる薬物の素になり得ることの重さを十分意識しているということなのかなと思いましたが、健康医療局においても薬物乱用防止対策は薬務行政をつかさどっているわけですから使命と責任は重いと思いますが、具体的にどう取り組んでいるのか伺っておきます。

薬務課長

健康医療局におきましては、主に啓発活動に力を入れております。本県で行っている啓発活動といたしましては、小中高等学校が行う薬物乱用防止教室に講師を派遣するといったことのほか、教育委員会の教育局と連携して、教員等に対する研修会を開催し、薬物に関する最新の情報提供を行っております。

また、学校に通っていない少年という方もいらっしゃいますので、こういった少年に向けての啓発といたしまして、少年が集まりやすいようなカラオケボックス、あるいはゲームセンターといったことのほか、ハローワークなどにも啓発資材を配布してもらうように関係団体に依頼をしております。

さらに、危険ドラッグの乱用防止啓発アニメーション動画をインターネットで公開し、啓発を行っているほか、関係機関や団体と連携いたしまして、成人の日に成人式近くの会場で街頭キャンペーンを行っておりまして、新成人に向けた啓発といったことも行っております。

高橋(稔)委員

もし分かれば結構なのですが、この薬物については、国の動き、厚労省の動きも変わってきて、県の執行猶予ということを踏まえて、どう薬物犯罪者に對して対応していくかということで、少し国のプログラムも変わってきたようになりますが、この辺のところを教えていただければと思います。

薬務課長

国におきましては、薬物乱用の5箇年戦略というものを策定しております。そういう中でも言われておりますのが、いわゆる再乱用の防止といったところが言われております。つまり、覚せい剤の乱用で逮捕され、刑期を終えて出てこられた方が、また繰り返し乱用してまた刑務所に戻るといった方が大変多いということで、その再犯率というのでしょうか、そういう数字がたしか6割を超えていたといった実態があるということだそうです。

そういうことから、再乱用対策ということに力を入れていかなければということで、委員がおっしゃられた刑の一部の執行猶予制度といったところにも制度化されたと承知をしております。

高橋(稔)委員

薬物は、一度体に入れるとなかなか抑止がきかない。再発、再乱用ということが今御指摘のとおり、よくこう間言われていますが、県警察においても、この辺のところはにらんでいるのではないかなと思うのですが、先ほどインターネットで安易に購入もできるスタイルがまん延ってきていて、その薬物も個体から液体になど、なかなか我々が知らないような変化をしてきて、世間の目が行き届かないというか、世間の目をうまくかいくぐるような、こういうスタイルを追い求めているのかさえ思えるような、こういう変化をし、少年をむし

ばみ、世に出回っているのかなと今答弁伺いながら思ったのですが、県警察は今後このような状況を踏まえまして、少年の薬物乱用防止対策にどのように取り組んでいく決意なのか、伺います。

少年育成課長

委員御指摘のとおり、最近ではインターネット上の薬物の売買を目的とした書き込みが多く存在しているのが実情であります。また、電子たばこ等で簡単に吸引できる液体大麻というようなものも出回っているのも実態であります。

薬物を巡る情勢は日々変化していると私どもも認識しているところであります。少年による薬物乱用の根絶を図るために、取締りの徹底と併せて、関係機関、団体と連携を図りながら、薬物情勢の変化を敏感に捉えまして、広報、啓発活動を強力に推進していくことが重要だと思っております。

県警察といたしましても、今後も薬物乱用防止教室を積極的に開催しまして、学校等の関係機関と緊密に連携を図りながら、薬物乱用の根絶に努めてまいりたいと思います。

高橋(稔)委員

是非、社会全体から薬物乱用の排除、この機運の醸成を一層推進すべく、県警察におかれましても、また、薬務行政をつかさどる薬務課も一層御尽力いただくようく要望して、終わります。